



2022年5月27日

各 位

会 社 名      ダイニチ工業株式会社  
代表者名      代表取締役社長 吉井 久夫  
                    (コード番号：5951、東証スタンダード市場)  
問合せ先      取締役総務部長 野口 武嗣  
                    (TEL. 025-362-1101)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第59回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ・株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ・上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を追加するため、現行定款第28条(取締役の責任限定契約)を変更し、(取締役の責任免除)とするものであります。なお、現行定款第28条(取締役の責任限定契約)の変更に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日

定款変更の効力発生日 2022年6月28日

以 上

別紙

定款の新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 638 762 719"><u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="217 734 762 1055"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="437 1117 512 1151">(新設)</p> <p data-bbox="188 1597 624 1630"><u>第28条 (取締役の責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="437 1646 512 1680">(新設)</p> <p data-bbox="217 1883 762 1964">当社は、(中略) 法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p data-bbox="1038 638 1118 672">(削除)</p> <p data-bbox="791 1117 1153 1151"><u>第16条 (電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="820 1167 1366 1294"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="791 1310 1366 1536"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="791 1597 1166 1630"><u>第28条 (取締役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="820 1646 1366 1872"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="791 1888 1366 1968"><u>2 当社は、(中略) 法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------	---

以上